

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年4月27日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県と〇〇（辰巳工業団地）環境保全協力に基づく、企業から県に提出された申請書及び許可書伺い含む（H26～H30年度）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

平成30年5月2日、実施機関は審査請求人に対して、請求内容が「環境保全協定に基づく計画書とそれに対する通知文書」になることを確認した。

2 実施機関の決定

平成30年6月25日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「平成27年11月24日付環境保全計画書及び通知文書（伺い含む）」、「平成28年5月24日付環境保全計画書及び通知文書（伺い含む）」、「平成29年1月31日付環境保全計画完了報告書（伺い含む）」及び「平成30年4月4日付環境保全計画書及び通知文書（伺い含む）」（以下「当該公文書」という。）と特定した上で、条例第8条第1号及び第2号に該当する情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年7月30日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和2年3月31日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

あるべき書類（排水処理）等に関する書類を隠している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件請求に係る公文書を現に保有していることから、条例第8条第1号及び第2号に該当する部分を非公開とした上で全ての書類を公開することとし、本件処分を行ったものである。
- (2) 実施機関は、公開対象公文書の特定に際し、審査請求人に確認を行った上で「環境保全協定に基づく計画書とそれに対する通知文書」と特定し、現に保有している「計画書に添付」されている計画段階の事業場から公共用水域に排出される「排出水の汚染状態及び量」について、公開しているところである。
- (3) 審査請求人は、審査請求の理由を「あるべき書類（排水処理）等に関する書類を隠している」としているが、実施機関は上記(2)のとおり公開しており、仮に審査請求人のいう「あるべき書類」が事業場から公共用水域に排出される「排出水の汚染状態及び量の調査測定結果」を指すものであれば、そもそも本件請求には含まれないものである。
- (4) 以上により、実施機関は、条例第12条第1項の規定により本件処分を行ったものである。

第5 審査請求人の意見書要旨

環管第1681号（平成31年3月29日）付けに関する「県と〇〇（辰巳工業団地）の基づく、県に提出された申請書及び許可書に関する公文書の中で「排出水の汚染状態及び量」で県は公開していると……。公開資料等では、排出量は出していない。それを県の弁明書では、本件請求には含まれないと記載しているのは「県の勝手な解釈」をしている。本来事業場から（排水処理）した汚染水等の検査及び排出水量は安全性等の中で知るべき権利（公開対象）の中と思われる。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年3月31日	諮問
令和6年9月27日 第2部会（第15回）	審議
令和6年10月25日	審議

第2部会（第16回）	
令和6年11月28日 第2部会（第17回）	審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を「環境保全協定に基づく計画書とそれに対する通知文書」と審査請求人に確認した上で、特定して本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、「あるべき書類（排水処理）等」を隠していると主張していることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関の弁明書によれば、公開対象公文書の特定に際し、審査請求人に確認を行った上で、「環境保全計画書」に添付されている計画段階での事業場から公共用水域に排出される「排出水の汚染状態及び量」について公開しているとのことである。

当審査会において、環境保全協定により当該企業から県に提出される文書について実施機関に確認したところ、事業活動により環境関係法令の手続きが生じる場合又は環境への負荷が増加する場合に、事前に提出するよう定められている「環境保全計画書」と、事業活動により環境関係法令に定められた測定のほか、遵守事項に関する調査及び測定結果を提出するよう定められている「環境保全報告書」があり、審査請求人が公開を求めている「あるべき書類（事業場から排水処理された汚染水等の検査及び排出水量に関する書類）」は、事業開始後の実測値に当たり、「環境保全報告書」に記載されているとのことである。

しかしながら、本件請求時に審査請求人が求めていたものは「環境保全計画書」であり、「環境保全報告書」は公開対象の公文書でなかったことから、実施機関が行った本件処分は妥当である。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	

小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榎本 久実	税理士	